

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和5年度第12回 総会)

1. 開催日時： 令和6年3月29日（金） 午後1時30分 ～ 午後2時20分
その他を含めると午後2時30分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1 番	政岡 妙	○	
	2 番	岩本 隼夫		○
	3 番	下元 和恵	○	
	4 番	政岡 富生	○	
	5 番	政岡 直文	○	
	6 番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1 番	有澤 明男		○
	2 番	岩崎 憲二	○	
	3 番	黒原 美一	○	
	4 番	下元 勲	○	
	5 番	田上 敦之	○	
	6 番	野村 正幸	○	
	7 番	正岡 裕二	○	
	8 番	山本 孝志	○	
	合計		13 人	2 人

4. 議事日程：

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件）
第3号議案	非農地証明願について（2件）
第4号議案	農用地利用集積計画の作成について（1件）
第5号議案	農用地区域からの除外申出について（1件）
第6号議案	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表
第7号議案	令和6年度最適化活動の目標の設定等
その他1	地区委員からの報告及び提案等
その他2	事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 正明
事務局（書記）	佐竹 和代

6. 議事参与の制限：

該当あり	第1号議案 1 下元 勲委員
	第4号議案 政岡 妙委員

議長	それでは令和５年度の第１２回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は１５名中１３名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせて頂きます。５番、政岡直文委員さん。６番、山岡 正治委員さん。よろしくお願いします。
議長	議案に入りたいと思います。 第１－１号議案、「農地法第３条の規定による許可申請」についてですが、中土佐町農業委員会会議規則第１１条の規定により、下元勲委員さんは議事に参与することができませんので、申し訳ありませんが、この案件の間、退席して別室にて待機してください。 【下元 勲委員退席】
議長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の政岡 妙委員さん、何かありましたらお願い致します。
政岡 妙委員	はい、現地のうち２筆は現在耕作しています。他の農地も今後耕作するようなので問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１－１号議案、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１－１議案は許可されました。それでは、下元 勲委員さんをお呼びしてください。 【下元 勲委員着席】
議長	下元 勲委員さんに申し上げます。全員一致で承認されました。
議長	続きまして第１－２号議案、「農地法第３条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の岩崎 憲二委員さん、何かありましたらお願い致します。
岩崎 憲二委員	はい、譲渡人と譲受人は親子で、農地をまとめて贈与するそうです。耕作もしているので問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第1－2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第1－2号議案は許可されました。
議長	続きまして第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の田上 敦之委員さん、何かありましたらお願い致します。
田上 敦之委員	はい、山の方にある納骨堂を申請地に移設したいとのことです。周囲に他に農地はなく、影響はなさそうです。問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第2号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第2議案は許可されました。

議長	続きまして第３－１号議案「非農地証明願」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の政岡 妙委員さん、何かありましたらお願い致します。
政岡 妙委員	はい。申請地は道路沿いにある、道路拡張の時に残ってしまった農地です。耕作しようにもできなさそうな土地です。問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第３－１号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長 議長	異議なしということなので、第３－１議案は許可されました。 続きまして第３－２号議案「非農地証明願」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の岩崎 憲二委員さん、何かありましたらお願い致します。
岩崎 憲二委員	はい。申請地は山林・竹林になっており、数十年耕作していないそうです。問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第３－２号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』

議長	異議なしということなので、第3－2議案は許可されました。
議長	続きまして第4号議案、「農用地利用集積計画の作成」についてですが、中土佐町農業委員会会議規則第11条の規定により、政岡 妙委員さんは議事に参与することができませんので、申し訳ありませんが、この案件の間、退席して別室にて待機してください。 【政岡 妙委員退席】
議長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員さん、何かありましたらお願い致します。
山本 孝志委員	はい、現地は現在も借受人が耕作しています。貸付人も非常に助かっているようで、引き続き使ってほしいとのことでした。問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第4号議案、「農用地利用集積計画の作成」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第4議案は許可されました。それでは、政岡 妙委員さんをお呼びください。 【政岡 妙委員着席】
議長	政岡 妙委員さんに申し上げます。全員一致で承認されました。
議長	続きまして第5号議案、「農用地区域からの除外申請」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、除外理由書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の山岡 正晴委員さん、何かありましたらお願い致します。
山岡 正晴委員	はい、現地は現状畑ですが、一部を携帯電話基地局にするということです。問題はないと思います。

議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第5号議案、「農用地区域からの除外申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第5議案は許可されました。
議長	続きまして第6号議案、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 以上です。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
	採決を致します。第6号議案、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について原案通り採決することにご異議ございませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第6号議案は原案のとおり決定されました。
議長	続きまして第7号議案、「令和6年度最適化活動の目標の設定」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 以上です。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
	採決を致します。第7号議案、「令和6年度最適化活動の目標の設定」について原案通り採決することにご異議ございませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第7号議案は原案のとおり決定されました。

公開用

令和5年度第12回総会（3月） 議事録
議長 以上をもちまして、令和5年度第12回総会を閉会致します。引き
続きその他の案件に移ります。

署名委員	
署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

特になし

その他 2

事務局からの諸連絡等

農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づく公表について

今後の農地利用に関する意向調査アンケートの送付について

来月の総会日程の確認

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第12回 総会		第 1-1 号	令和6年3月14日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は200日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	政岡 妙委員
作成：	事務局 佐竹 和代

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第12回 総会		第 1-2 号	令和6年3月18日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は150日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	岩崎 憲二委員
作成：	事務局 佐竹 和代

農地法第 4 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 6年 3月 29日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人 (申請者)	高知県高岡郡中土佐町大野見萩中2136番地				(氏名) 西森 稔		外 名	
		譲受人 ()					(氏名)			
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町大野見萩中字押谷2138番							
		地目別面積	田	m ²	畑	148mのうち8.64 m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
		10a当り平均収穫高	田	kg	畑	———— kg	採草放牧地	kg	その他	
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他の区域								
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等 具体的に記載すること)	墓地(設置)								
	工事計画	着工 許可日 から 完了 永久								

農地転用に 関する許可 基準からみた 意見	農地の区分		その他の農地(第2種農地)				申請 事項	条 項	農 地	採草 放牧地	その他					
	許可基準に定める農地の 区分の該当事項		運用通知第2の1(1)の力の(7)													
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の 状況を記載すること)		申請地は、山に囲まれた集落に接続する農地で、営農条件は悪い。申 請者が所有する農地で、転用目的を達成するための代替えの農地は ない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる 営農条件への影響はきわめて低い。													
	転用候補地内の 農地の区分別面積 およびその割合		甲種農地	第1種農地	その他	計										
		面積 割合				m ² %										
	検 討 事 項			意 見		意見決定の理由		農地 法 関 連 手 続	手 続 の 状 況							
	1 農地の区分と転用目的			適 当	不 適 当	公共投資がされ ていない生産性 の低い農地と認 められる 事業計画に對し て、問題は認め られない。 計画は具体的で ある。 不確実の指導を 受けていない。 事業内容に對し て、妥当といえ る。 転用目的と申請地 の状態により、支 障なしと認められ る。 墓地の経営許可は 申請中	法 第 4 条		所有権に基 づく転用	8.64 m ²						
	2 資力及び信用									適 当	不 適 当	法 第 5 条	その他 ()	m ²		
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意 の有無									あ り	な し	所有権移転	m ²	m ²		
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性									確 実	不 確 実	賃借権設定・ 移転	m ²	m ²		
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み			確 実	不 確 実	地上権設定・ 移転		m ²		m ²						
	6 農地以外の土地の利用見込み			確 実	不 確 実	その他 ()	m ²	m ²								
	7 計画面積の妥当性			適 当	不 適 当	法 第 1 8 条				申 請		令和 6 年 3 月 14 日				
	8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥 当性			適 当	不 適 当	農地法関連手続		農業委員会受付	令和 6 年 3 月 15 日							
	9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無			な し	あ り	処 理 経 過		意見決定	令和 6 年 3 月 29 日							
10 一時転用である場合には、その妥当性			適 当	不 適 当	知事に送付		令和 6 年 3 月 29 日									
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている 行政庁との協議の進捗状況			終 了	未 了	指令書接受		平成 年 月 日									
					知事の処分		許 可	一部許可	不許可							
							条件付	無条件								
							平成 年 月 日									

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に係る土 地改良財産
	該当なし					

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内 ・ 計画区域外 (告示 昭和 50 年 2 月 28 日)
	都市計画法第8条の地域 地区の決定	地域地区の種類 決定なし
	農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無
	農用地区域決定の有無	農用地区域内 ・ 農用地区域外 (決定 資料なく公告日不明)

総合意見	立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。 転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。
許可が相当と認められる場合に付すべき条件	特になし

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ 無
意見の概要	

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第12回 総会	第 3-1 号	令和6年3月14日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の Ⅰ に該当する	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	政岡 妙委員
作成：	事務局 佐竹 和代

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第12回 総会	第 3-2 号	令和6年3月18日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の ウ に該当する	現地は、昔より山林として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	岩崎 憲二委員
作成：	事務局 佐竹 和代

農用地利用集積計画 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第12回 総会		第 4 号	令和6年2月14日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

	項目	調査結果	判断理由
基本構想 第4の (1) 利用 権の設定 等を受け る者の (受けた 後におい て) 備え るべき要 件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められるか。	該当する	保有機械、従事日数、農作業に従事す る家族等の状況より、効率的利用がで きるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に6 0日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条 件を付けられる)	該当する	300日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能 力を有すると認められるか。	該当する	農業専従者として自立の意欲と能力が 認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年 (16～60歳)の者がいるか。	該当する	借り手は、39歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的かつ 安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注 意して確認)	該当する	共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
基本構想 第4の (2) 利用 権の設定 等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、 栽培を予定する作物により、3年と異な る存続期間でも良い。	該当する	15年とされており、適正と認められ る。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定されているか。物納の場合も同様。	該当する	問題なし。
	③借賃の支払方法	該当する	支払いが計画され、適正である。

担当委員：	山本 孝志委員
作成：	事務局 佐竹 和代